

令和6年度合併処理浄化槽設置整備事業補助金要綱<抜粋>

○補助対象条件

- ・補助対象区域内において専用住宅の建て替え、増築、改築等により既存単独処理浄化槽又は既存くみ取り便槽（以下「既存浄化槽等」という）の使用を廃止し、合併処理浄化槽を設置するもの。
- ・浄化槽法に基づく構造基準に適合するもの及び下記条件に適合するもの。
 - ①生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率90パーセント以上、放流水のBOD20 ミリグラム／リットル（日間平均値）以下の機能を有するものであること。
 - ②「合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針」（平成4年10月30日付け衛浄第34号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知。以下「指針」という。）に適合するものであること。
 - ③別表第1に定める性能要件を満たす環境配慮型浄化槽であること。
- ・処理対象人員が10人槽以下の浄化槽であること。

○補助対象区域【本市の区域のうち、供用開始区域を除いた区域（下記4区域）】

【事業計画区域】

下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の規定により定めた事業計画区域

【浄化槽処理促進区域】

浄化槽法第12条の4第1項の規定により指定された区域

【汚水処理区域】

弥富市汚水処理施設条例（平成12年弥富市条例第36号）第1条第2項で定めた汚水処理区域

【一般区域】

補助対象区域のうち、事業計画区域を除く区域、浄化槽処理促進区域及び汚水処理区域を除く区域

○補助対象外区域【供用開始区域】

事業計画区域のうち、下水道法第9条第1項の規定により公示された区域

○補助額

別表第2の通りとする

○欠格要件

- ①自ら居住を目的とする専用住宅以外に合併処理浄化槽を設置しようとするもの
- ②10人槽を超える浄化槽を設置しようとするもの
- ③床面積の2分の1以上を居住の用に供していない建物に浄化槽を設置しようとするもの
- ④浄化槽法第5条第1項に基づく設置の届出の審査又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に基づく確認を受けずに合併処理浄化槽を設置しようとするもの

○補助金交付申請に伴う必要書類

- ①審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し又は建築確認済証の写し及び浄化槽調書の写し
- ②配置図（合併処理浄化槽及び既存浄化槽等）及び排水経路図
- ③設置場所の位置図（2500分の1以上）
- ④浄化槽設置工事見積書（既存浄化槽等の撤去及び処分に係る補助を受けようとする者は、同槽の撤去及び処分に係る費用が明らかになる書類）及び工事請負契約書の写し
- ⑤賃貸人の承諾書（建物又は土地を借りている者に限る）
- ⑥既存浄化槽等からの転換設置であることを証する次のいずれかの書類
 - ア 既存単独処理浄化槽からの転換設置の場合
 - （ア）法定検査結果書の写し
 - （イ）保守点検記録の写し
 - （ウ）清掃実施記録の写し
 - （エ）現況写真
 - イ 既存くみ取り便槽からの転換設置の場合
 - （ア）清掃実施記録の写し
 - （イ）現況写真
- ⑦全国浄化槽推進市町村協議会に登録された浄化槽にあつては、指針に適合する浄化

槽としての登録証の写し及び登録浄化槽管理票（C票）の写し

⑧小型合併処理浄化槽機能保証制度に基づいた保証登録証（市町村用）

⑨型式適合認定書の写し

⑩型式適合認定書別添仕様書及び図面の写し

⑪浄化槽設備士免状の写し（昭和63年3月31日以前に浄化槽整備士免状の交付を受けた者にあつては、小規模合併処理浄化槽施工技術特別講習会修了証書の写し）

⑫前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

- ・ 同意書（事業計画区域、一般区域の場合に限る。）
- ・ 誓約書

別表第1

環境配慮型浄化槽の消費電力基準

（単位 W/h）

人槽	通常型	高度処理型 (BOD10mg/L以下)	高度処理型 (リン除去型)
5人槽	39 以下	53 以下	83 以下
7人槽	55 以下	75 以下	90 以下
10人槽	75 以下	102 以下	157 以下

○補助限度額

別表第2

補助対象区域	補助対象経費	補助金の限度額	
浄化槽処理促進 区域	合併処理浄化槽の設置 に要する経費	(1) 5人槽	363,000円
		(2) 6・7人槽	486,000円
		(3) 8～10人槽	687,000円
	既存浄化槽等の撤去及 び処分に要する経費		90,000円
一般区域	合併処理浄化槽の設置 に要する経費	(1) 5人槽	242,000円
		(2) 6・7人槽	324,000円
		(3) 8～10人槽	458,000円
	既存浄化槽等の撤去及 び処分に要する経費		90,000円
事業計画区域及 び汚水処理区域	合併処理浄化槽の設置 に要する経費	(1) 5人槽	80,000円
		(2) 6・7人槽	108,000円
		(3) 8～10人槽	152,000円
	既存浄化槽等の撤去及 び処分に要する経費		30,000円

○ 補助金交付実績報告書に伴う必要書類

*** 事業完了後 30 日以内又は当該年度の 2 月末日のいずれか早い期日までに提出**

- ①浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し（補助事業者が当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあっては自ら行うことができることを証明する書類）
- ②法第 7 条の規定に基づく検査手数料及び法第 11 条の規定に基づく検査の初回手数料の納入済の浄化槽法定検査依頼書の副本及び浄化槽法定検査契約書の写し
- ③浄化槽の設置に要した費用の領収書の写し及び請求書（既存浄化槽等を撤去及び処分した場合は、撤去及び処分に要した費用が明らかになる書類）の写し
- ④浄化槽設置工事の写真（施工前・施工中・施工後）
- ⑤既存浄化槽等撤去工事の写真（撤去前・撤去中・撤去後）
- ⑥既存浄化槽等の最終清掃実施記録の写し（撤去及び処分に係る補助を受けようとする者に限る。）
- ⑦浄化槽設備士の証するチェックリスト
- ⑧法第 10 条の 2 第 1 項の規定に基づく浄化槽使用開始報告書の写し又は浄化槽工事完了報告書の写し
- ⑨法第 11 条の 2 の規定に基づく浄化槽使用廃止届書の写し（既存単独処理浄化槽からの転換の場合）
- ⑩前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
 - ・ 補助金の請求書
 - ・ 通帳のコピー

（弥富市市民生活部環境課）